

九頭竜川流域懇談会規約

(名称)

第1条

本会は、「九頭竜川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)という。

(目的)

第2条

懇談会は、「河川法」(昭和39年法律第167号)に基づき「九頭竜川水系河川整備計画」(以下「計画」という)の変更及び計画の進捗について意見を述べたり報告を受けるとする。~~こと、また、国が実施する河川事業における「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき行う再評価および事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に代えて審議を行うことを目的とする。~~

(懇談会)

第3条

1. 懇談会は總會のみで構成し、第2条に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長(以下「局長」という)および福井県知事(以下「知事」という)が設置する。
2. 懇談会の委員は九頭竜川水系に関し学識経験などを有する者のうちから、局長及び知事が委嘱する。
3. 懇談会は、委員の追加が必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように局長及び知事に要請することができる。なお追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 懇談会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
6. 懇談会には、座長が指名する座長代理を置き、座長に事故があるときはその職務を代行する。
7. 座長は、懇談会の会務を総括し、懇談会を代表する。
8. 座長は懇談会を招集し、開催する。
9. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
10. 懇談会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
11. 懇談会は、懇談会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。
12. 河川管理者は、委員から意見を求められたときは、座長の許可を得て、説明や意見の表明ができる。

(部会)

第4条

1. 懇談会は、特定の課題について審議を行う為、必要に応じて懇談会の下に部会を設けることができる。
2. 部会を設置する場合は、部会規約を懇談会において定める。
3. 部会委員は、懇談会において選定する。
4. 部会委員は、懇談会の委員と兼任することができる。

(懇談会の公開)

第5条

懇談会は、公開を原則とし、その公開方針は別紙「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第6条

懇談会の事務局は、近畿地方整備局福井河川国道事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、以下に示す庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第7条

本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条

本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

以 上

附則

この規約は、平成21年2月28日から施行する。

この規約は、平成23年10月6日から施行する。

九頭竜川流域懇談会における事業再評価の審議について

九頭竜川流域懇談会については、以下の目的により設立

- ① 九頭竜川水系河川整備計画の変更及び計画の進捗について、意見を述べたり報告を受ける。
- ② 国が実施する河川事業における事業再評価及び事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に代えて審議を行う。

今後上記②については、他水系と同様に「近畿地方整備局事業評価監視委員会」において、再評価の審議を行うこととしたい。

【理由】

- 近年、事業評価に関する社会的な関心が高まり、総務省や会計検査院からの指摘を踏まえ、事業評価制度や委員会審議が高度化・複雑化しており再整理が必要。
- 事業評価監視委員会において事業評価を実施することは、事業横断的な視点による審議や複数の流域における河川事業の審議による横並びの視点等の充実に繋がると考える。
- 又、平成21年度より実施しているダム事業の検証においては、検証を踏まえたダム事業の対応方針について、事業評価監視委員会において審議をすることが義務づけられている。（県内では、足羽川ダム建設事業が該当）
- 事業評価の審議を実施するにあたっては、一事不再理という観点からも複数の委員会で重複して、同一の事業について審議を実施することは適切ではない。また、同一水系の河川事業について審議の一貫性を確保するためにも、一つの委員会において審議をすることが望ましいと考える。

【結論】

上記のことから九頭竜川流域懇談会 規約第2条を別紙のとおり変更したい。

以 上